

# 在宅自己注射加算規定フラグDB

## 大分類

医療機関システム

調剤薬局システム

## 中分類

医療用医薬品マスタ

## 概要

「在宅自己注射指導管理料」に規定されている製剤名の対象となる医療用医薬品に展開したデータ

## 特徴

厚生労働省が公開した製剤名に基づき登録

# 在宅自己注射加算規定フラグDB

## ご利用場面

### 電子カルテや調剤システム

- 「在宅自己注射指導管理料」の対象医薬品の表示

# 在宅自己注射加算規定フラグDB

## 在宅自己注射加算規定フラグの表示例

在宅自己注射指導管理料の対象とされている注射薬「エタネルセプト製剤」を医薬品に展開

YJコード	商品名
3999424D1029	エンブレル皮下注用25mg
3999424D2025	エンブレル皮下注用10mg
3999424G1025	エンブレル皮下注25mgシリンジ0.5mL
3999424G2021	エンブレル皮下注50mgシリンジ1.0mL
3999424G3028	エンブレル皮下注50mgペン1.0mL
3999448D2020	エタネルセプトBS皮下注用25mg「MA」

\* データの一部抜粋

© Medical Database Co.,Ltd.